

## 令和5年度 第1回 焼津市環境審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月23日(水) 10:00~11:35
- 2 開催場所 焼津市役所本庁舎会議室1B
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者数 0名
- 5 次第
  - (1)開会
  - (2)委嘱状交付
  - (3)市長あいさつ
  - (4)審議会の説明と審議会委員及び市職員の自己紹介
  - (5)会長及び副会長の選出
  - (6)議事
    - ①第2次焼津市環境基本計画(後期計画)の令和4年度取組結果について
    - ②第3次焼津市環境基本計画の令和5年度取組計画について
    - ③その他
  - (7)閉会
- 6 出席者

(委員)

永田守男 委員  
 平井一之 委員  
 大石立美 委員  
 多々良尊子 委員  
 保科洋子 委員  
 篠宮 悟 委員  
 長島博雄 委員  
 渡瀬 守 委員  
 柴田亜弓 委員  
 堀池利行 委員

(事務局)

伊東 市民環境部長  
 服部 環境課長  
 進藤 環境課参事兼ごみ減量推進室長  
 鈴木 環境保全担当統括主幹  
 秋山 環境政策担当係長  
 望月 環境政策担当事務員

## 7 議事録

- (1)開会
- (2)委嘱状交付(市長から委嘱状を交付)
- (3)市長あいさつ

## 【市長】

おはようございます。このたびは、環境審議会委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、各お立場で、焼津市の行政全般並びに環境行政等々、大きなご理解そしてご指導いただいていること、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、焼津市を取り巻く環境の現状でございますが、温室効果ガスによる地球温暖化という地球規模の環境問題から、ごみの減量化や公害・苦情対策などの生活に密着した環境問題まで、多種多様な課題に直面しております。

そのような中、今年度は、この環境審議会でもご審議いただき策定いたしました「第3次焼津市環境基本計画」のスタートとなります。

本計画で掲げております「『みんなの行動が未来をつくる！』豊かな自然と共生するまち・やいづ～2050年ゼロカーボンシティを目指して～」・・・この環境像の実現を目指しまして、「脱炭素社会の実現に向けたスタートアップ」を、令和5年度の市の主要施策の1つとして位置付けをしております。

さらに、脱炭素の実践に向けて、市全体で意識を高め、効果的な推進を図っていくことを目的といたしまして、先月、焼津市カーボンニュートラル推進協議会を、官民がそろっての組織として発足したところでございます。

本日は、皆様方には、第2次焼津市環境基本計画における令和4年度の実績結果をご検証いただくとともに、第3次焼津市環境基本計画に基づきます令和5年度の実績計画につきまして、活発なご審議、並びにご意見をお願い申し上げたいと思います。皆様方の真摯なご意見を賜りますように、心からお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、また暑い中本当にありがとうございます。

(4) 審議会の説明と審議会委員及び市職員の自己紹介

(5) 会長及び副会長の選出

(6) 議事

【永田会長】

ただいまより第1回環境審議会の議事に移ります。次第に従いまして順次会議を進めてまいりますが、会議の終了時刻は11時30分ぐらい、審議としては1時間強を予定させていただいております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。議事（1）第2次環境基本計画の後期計画の令和4年度の実績結果について事務局よりご説明をお願いいたします。

【秋山係長】

それでは、議事（1）焼津市環境基本計画（後期計画）の令和4年度の実績結果についてご説明をさせていただきます。それでは、事前に送らせていただきました資料1をご覧ください。第2次環境基本計画、後期計画の令和4年度の実績結果について、ご説明いたします。

それでははじめに資料1の3ページをお開きください。資料の作りとしましては、各施策の数値目標に対する実績値のグラフがまずありまして、次のページにその施策に対する市の主な取組の内容、右側には取組内容に対する評価や次年度に向けての改善点を記載しております。

はじめに、「1 水がきれいなまち」について説明をします。グラフをご覧ください。

数値目標の河川BODと海域CODの数値は、県の測定値を使用することとなっております。令和4年度分の結果につきましては、県の調査結果公表が今年秋頃になるためまだ把握できておりません。

なお、令和3年度の調査結果では、河川BODの達成率は100%、海域CODの達成率は100%となっております。概ね環境基準を達成できると見込んでおります。

4ページをご覧ください。右下の枠にありますとおり、今後も継続して推進していくこととなりますけれども、河川、海域ともに、生活排水や事業者からの排水が流れ込んでいるため、今後も単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進とともに、定期的に事業者の排水の監視及び指導を行っていきたいと考えております。

続きまして、5ページをお開きください。「2 空気がきれいで静かなまち」につきまして説明をします。

こちらの数値目標「大気汚染に係る環境基準達成率」につきましても、先ほどの河川BODと海域CODと同様に、県の測定値を使用することとなっております。令和4年度分はまだ把握できておりませんが、数値目標を概ね達成できると見込んでおります。

6ページをご覧ください。右下の枠にありますとおり、市民から寄せられる苦情では、野焼きなどの相談が多くなっています。事業所への立ち入り検査や現場確認などを積極的かつ迅速に行っております。

が、法規制の対象外となるケースが多いため、初動対応を迅速に行っていくとともに、引き続き、広報紙などを通じた啓発も実施してまいります。

次に、7ページの「3 有害化学物質による汚染や公害のないまち」についてご覧ください。

ダイオキシン類の環境基準達成率は、数値目標の100%を維持しております。

また、公害苦情件数につきましては、93件で昨年度より減少はしておりますが、ここ3年ほどは同水準で推移しております。苦情の内訳としましては、多いものとして大気汚染が28件、騒音が20件、悪臭が24件でありました。この件数には空地の草の管理ですとか、犬・猫に関する苦情は含まれておりませんが、8ページの右上にありますとおり、空地の管理に係る苦情は107件ということでここ10年の中でも最も多い件数でした。近年ではこれらの生活型の苦情が増えております。要因の一つとしましては、コロナ禍により外出する機会が減り、家の中で感じる苦情が増えたことや、空地の管理については、高齢化により空地の管理が出来なくなった等の声を聞きますので、そういったことが考えられます。

今後も引き続き迅速な初動対応とともに関係各課と連携をとっていきたいと考えております。

次に、9、10ページの「4 森林や農地を守るまち」の取り組みについてご覧ください。

水田の有効活用率は、前年度よりも増加し80.4%でした。

認定農業者数は令和3年度時点で目標値を達成しており、令和4年度は昨年度より6人増えた97人でした。

エコファーマー登録数は、令和4年度は前年度より減少し10人で、目標を大きく下回っています。この要因としましては、令和4年度に持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴い、エコファーマー制度が廃止されたことによります。令和5年度からは「みどりの食料システム法」に基づく新たな制度に移行していきます。

次に、11ページの「5 河川・海岸と水資源を守るまち」についてご覧ください。

市内の事業所が汲み上げる1日あたりの地下水揚水量について、令和4年度は減少しました。地下水採取は静岡県地下水の採取に関する条例で規制されているため、今後も引き続き塩水化調査や地下水採取量調査を行いまして、推移を見守ってまいります。

続きまして、13ページの「6 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。

自然観察会の参加者数の累計は、感染症の影響を受けながらも伸びております。毎年開催している水生生物教室は、令和4年度は、令和3年度に引き続き感染症予防のため定員を半分に開催しました。また、コロナ禍で人込みを避ける生活の中、自然や環境、SDGsへの関心が高まっていることで、市内の団体や公民館、小中学校などでの環境出前講座が増えてきております。

続きまして、15、16ページの「7 廃棄物の少ないまち」についてご覧ください。

令和4年度のごみ総排出量は、令和3年度と比較して、972トンの減少となりました。燃やすごみについては、家庭系ごみが892トン減少、事業系ごみは143トンの減少でした。さらなる減量化に向けまして、引き続きごみ減量に向けた施策の実施・啓発活動を行う必要があると考えております。

続きまして17ページの「8 廃棄物が適正に処理されるまち」の取り組みについてご覧ください。

廃食用油の回収量は、目標値の27,000リットルを少し下回り26,900リットルでした。18ページの右下の枠にありますとおり、昨年度よりも減少した要因を分析する必要があります。また、あらためて、ごみ減量説明会や分別啓発活動等を通して積極的に分別回収をPRする必要があると考えます。

17ページの右側のグラフに視線を戻していただきまして、環境美化活動参加者の累計は、最終目標である「196万人」を令和2年度時点で達成しており、令和4年度は211万7544人となりました。河川清

掃及びまちきれ清掃の参加者は 83,308 人で令和 3 年度と比較し 20,015 人増加しました。コロナ禍における行動緩和がなされたことに伴い増加したものと思われます。

続きまして、19 ページの「9 エネルギーを有効利用するまち」についてご覧ください。

「温室効果ガス排出量の削減率」は、平成 25 年度の温室効果ガス排出量を基準値としまして、令和 4 年度までに 12.0%削減するという目標を立てていました。令和 4 年度中に令和元年度の確定値と、令和 2 年度の速報値の算出を行いまして、令和 2 年度については 19.7%削減されたという結果が出ました。

ここで訂正の説明をさせていただきます。温室効果ガス排出量の削減率のグラフですが、過年度の部分ですが、令和元年度が 14.4%となっておりますが、15.4%の誤りでした。また、平成 30 年度は 10.4%ではなく 9.9%の減、平成 29 年度は 7.8%ではなく 7.5%の減、平成 28 年度は 6.3%ではなく 7.0%の減になります。訂正しお詫びいたします。修正したものを本日、お席に置かせていただいております。

次に、真ん中のグラフ、太陽光発電施設件数につきまして、焼津市内の住宅用と事業者用の太陽光発電施設の設置施設件数は、令和 4 年度は 7,668 件であり、最終目標を達成できました。

20 ページの右下の枠に評価として「住宅用太陽光発電システムの補助申請件数が減少しており・・・」という一文がございますが、申請件数が減少したのは、令和 3 年度から、補助対象を既存住宅に限るようにしたためであります。

続きまして、21 ページの「10 低炭素な交通と緑豊かなまち」についてご覧ください。

市民 1 人あたりの都市公園面積は緩やかに伸びており、令和元年度に最終目標を達成しております。

22 ページ右枠の評価にありますとおり、生け垣奨励植樹本数は、新築家屋の建築件数に影響されることや、散水・剪定等の維持管理を要することもありまして、近年では申込件数が減少しており、令和 4 年度は 1 件の申請に留まりました。

今後、広報やホームページで、生垣による潤いのある緑のまちづくりについてより一層 PR をしていく必要があります。

次に、23 ページの「11 環境を知り・学び・活動するまち」についてご覧ください。

環境教育事業の参加者は、主に公民館講座などに参加した人となりますが、累計参加者数は順調に伸びていて、令和 2 年度には最終目標値の 41,300 人を達成し、令和 4 年度は 45,061 人となっております。

次に、右側のグラフ、環境活動リーダー数は少しずつ増えてはいますが、リーダーを育成するための「やいづエコ市民塾」の受講者は近年横ばいの状態であります。令和 4 年度は、「くらしの中でできる気候変動への適応策」をテーマとした講義を、5 つの講義の中の一つとして開催しました。緩和策だけではない新しいテーマとして取り入れ、学ぶ場としております。

24 ページの左枠にありますとおり、アース・キッズチャレンジは、毎年、2 校の小学校で持ち回りで行っております。令和 4 年度は、黒石小学校と大井川西小学校で事業を実施しました。実施後のアンケートでは「むだなことや、もったいないことをしないようにしたいと思いました。もったいないことに気を付け、家族や周りの人にも、気を付けることをしてもらいたいです。」など、児童からそのような感想がありまして、開催による啓発の効果を感じることができました。

そのほか、上下水道施設や汐入下水処理場の見学会を実施しております。

最後になります。25 ページの「12 環境と経済が両立するまち」についてご覧ください。

エコアクション 21 取得事業所数は、前年度よりも 2 件減少し 36 事業所でした。最終目標の 54 事業所の達成には至りませんでした。

26 ページの左枠にありますとおり、令和 4 年度は、エコアクション 21 審査員による認証支援セミナーを開催して 1 社が参加し、認証登録に向けての準備や環境マネジメントシステムのノウハウを 1 年通して学びました。

事業所にとっては、業務で多忙の中、新しい取組をすることが難しい面もありますが、今後も商工会

議所や商工会を通じて、取得することのメリットのPRを行うほか、広報やホームページにおいても周知を行ってまいります。

以上で、令和4年度の取組結果についての説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

【永田会長】

ありがとうございました。それでは、ご意見等ございますでしょうか。

では、私から1点です。15ページから16ページのごみのところですが、一番左の総排出量が可燃ごみと不燃ごみの合計ということで、右2つが可燃ごみのデータをお示しいただいているところになります。

昨年度もしくは一昨年度にもうかがったかもしれませんが、一番右のグラフで令和元年度の削減量がマイナス、つまり排出量が増加していると。その要因は何であろうかというのと、一番左のグラフと一番右のグラフを比べて見ていると、ごみの総排出量の変動は、燃やすごみだけでなく不燃ごみも似たような変動傾向を示しているという印象があったので、その要因はどの点にあるのか。

全体としては可燃ごみのほうが多いので、可燃ごみの削減を図っていくという施策が重要なんですが、他方でどういう影響が不燃ごみのほうで出ているのか。従来型の減らし方だけでいいのかという点の検討が必要じゃないかということと、真ん中のグラフの、一人一日あたりは着実に減少しているのですが、焼津市の人口動態からすると、相対的に若年層が減っているわけですが、必然的に私も含めた皆様の年齢層のごみの排出量というのは薄くなった。

単純に考えれば赤ちゃんは我々よりもたくさんのごみを出している。そうすると、必然的に高齢化率が高まれば、一日あたりのごみの量は減少傾向になっていくであろうと推察されるので、今後の目標計画の中で、その点を念頭にどこの層に可燃ごみの削減を求めていくのかということをご検討いただければと思っています。

【服部課長】

令和元年度のごみの排出量が増えたというところの要因ですが、令和元年度に台風が来まして、市内はだいぶ床上浸水が多く、災害ごみということで集中的に出たことがございます。それが、当時の大きな要因となっていると思います。

昨年度も、台風の被害がございまして、その月は大変ごみの排出が増えました。ただ、年間を通しますと、その月の増えた分を吸収できるくらい、ごみの量を若干減らすことが出来ました。それは、日々の皆様のご協力によるものがあつたものだと思っております。

ごみを減らす、どの層にということでございます。この3つのグラフが、解説が少なくて誠に申し訳ないところがあるのですが、実は、真ん中の1人1日あたりの燃やすごみの量と申しますのは、可燃ごみの量になっております。ですので、ご家庭から出されるごみの量が、どういうふうに一人あたりで推移しているかというのがわかります。事業系ごみはここ数年コロナの影響もございまして、その影響で減ったりしてきて、また最近増えているというのがあるわけですが、家庭系ごみについては、市のほうで組成分析というのをやらせていただいております。

ごみ集積所からごみを何袋かサンプルで預らせていただいてその中身を見ていくのですが、そうしますと、この家庭系ごみは、生ごみ類が約40%、紙類が11%、プラスチック類が11%と、そのような中身の組成になっておりまして、ごみを減らすということで一番有効かつお願いしていこうというのが、生ごみを減らしていきたいということがございまして、電気式の処理器であるとか、キエーロという黒土を利用した生ごみ処理器といったものを市民の皆様に補助をしたりモニター利用していただいているところがございます。

それから、紙類とプラスチック類については、ごみ減量説明会や出前講座で分別をよりお願いしてい

くことをお願いしております。以上です。

【永田会長】

具体的にありがとうございました。様々な施策に結びつけられているというご説明でした。審議会としては、市民に直接施策のリンケージをお示しいただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

まずは私から質問をさせていただきましたが、皆様いかがでしょうか。

この議題については以上とさせていただいてよろしいでしょうか。それでは続いて、議事（２）第３次焼津市環境基本計画の令和５年度の取組計画につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【秋山係長】

それでは、議事（２）第３次焼津市環境基本計画の令和５年度の取組計画について説明をさせていただきます。お手元の資料３をご覧ください。

第３次環境基本計画は、今年度から１０年計画で実施し、５つの環境目標の達成を目指しまして、市民・事業者・市が一体となって２０５０年の焼津市のあるべき姿の実現を目指していくために策定した計画になります。

それではお手元の計画の冊子の３８ページをご覧ください。

こちらにありますとおり、望ましい環境像は「『みんなの行動が 未来をつくる！』豊かな自然と共生するまち・やいづ～２０５０年ゼロカーボンシティを目指して～」として掲げております。

４１ページをご覧ください。こちらにありますとおり、この望ましい環境像は、環境市民会議で市民の皆様と検討を行いまして、このようなイメージを持っていこうと想像した中で、言葉として編み出したものであります。

環境目標としましては５つございます。一つ目が「脱炭素社会をつくる」、２つ目として「循環型社会をつくる」、３つ目として「自然共生社会をつくる」、４つ目として「安全・安心なまちをつくる」、５つ目として「統合的に取り組みを進める」この５つの柱からなり、それぞれ、取り組み方針を掲げております。

今日は、この取り組み方針ごとに説明を進めさせていただきます。

はじめに「１ エネルギーを有効利用するまち」になります。資料３の１ページをご覧ください。計画は４６ページになります。こちらの説明は資料３のほうで基本的に説明をさせていただきます。

はじめに「①地球温暖化・エネルギー対策を総合的に進める」の取組予定になります。脱炭素社会の実現に向けた市民・事業者と協働した取り組みの推進については、カーボンニュートラル推進協議会を設立し、ゼロカーボンシティの実現に向けた情報の共有や普及啓発等を行います。こちらにつきましては、先月、市民や事業者の代表及び市長からなる１３名の委員による設立総会を開催したところでございます。

また、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）に基づく二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取り組みにつきましては、事務事業編についてはこの市役所のＣＯ２排出量削減の取り組みについてですので、こちらはエコアクション２１を認証取得しておりますので、その中でＰＤＣＡを回していきながら取り組み状況の確認・評価を行ってまいります。

また、市域全体に向けては、先日、小学校の一教室をお借りし、断熱ワークショップというものを開催しました。教室をお借りしておりますが、市民、事業者の皆様に向けた地球温暖化対策の啓発を趣旨として開催したものであります。

太陽光発電ですとか蓄電池に加えてＥＶを対象とした助成事業の強化をさせていただいたり、新たな始めたカーボンニュートラルの事業もございますが詳しくは後ほど説明をさせていただきます。

次に「②再生可能エネルギーを使う」につきましては、一般家庭向けの補助事業としまして、昨年度に引き続き家庭向けの再生可能エネルギーの導入の研究と普及促進をしております。

事業者向けの補助事業としましては、中小企業者を対象に、太陽光、太陽熱等を利用した再生可能エネルギー利用設備を導入した場合の補助を行っております。

続きまして2ページになります。「③省エネルギーを進める」につきましては、環境出前講座を実施するとともに、広報等で意識啓発を行います。また、断熱セミナーと断熱ワークショップを行いまして、断熱の有効性について学んでいただきます。こちらは既に開催をしたところであります。

また、既存住宅における省エネ改修の支援、省エネ化の促進では、省エネ改修支援事業を新たに開始したところであります。

続きまして、3ページの「2 緑豊かで脱炭素なまち」をご覧ください。計画の冊子では48ページからになります。

はじめに「①自動車の脱炭素化を進める」の取り組みになります。

次世代自動車、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車などになりますが、これらの普及促進につきましては、電気自動車を購入した個人に対し、購入費用の一部補助を行う補助制度を開始しております。

公用車の次世代自動車の導入促進では、本年度、次世代自動車の購入を推進ということで、2台のEVを6月に導入したところであります。

続きまして「②脱炭素なまちづくりを進める」の取り組みになります。

公共交通機関の利用促進の啓発につきましては、ホームページ、広報紙、地域イベントでの啓発や時刻表の配布などにより普及促進を図っております。

定時定路線での運行では収支面等から効率の悪い地域における乗合タクシーの検討、こちらにつきましては、大井川地区に住んでいる方を対象とし、乗合タクシーを運行しております。

続きまして4ページをご覧ください。

「③緑地を増やす」の取り組みになります。

潮風グリーンウォークの整備推進、市民が憩い安らぐことのできる空間として保全・活用、こちらであります。本年度も引き続き植栽等の施設整備を行い、緑化の推進を図っております。

焼津市みどりを育てる条例に基づき、市民と一体となって緑化の推進と保全に努めるとともに、保存樹等の指定、事業場敷地の緑化推進を指導、こちらにつきましては、事業場敷地の10%を緑地として確保してもらうよう事業者へ指導し、緑化推進を指導しております。

続きまして5ページをお開きください。

「3 気候変動に適応するまち」になります。計画の冊子は50ページと51ページをご覧ください。

はじめに、「①農業・林業・水産業、水環境・水資源の分野で適応する」の取り組みになります。

県・漁業者等が行う資源調査、関係機関が行う栽培漁業の支援につきましては、サバ、サクラエビの不漁対策として、県・漁業者等が行う資源調査を支援します。

次に「②自然生態系の分野で適応する」につきましては、外来種が生息・生育しにくい環境づくりを啓発するとともに、大規模分布への対策として駆除等の実施では、外来種を拡散させないなど、被害を予防する内容の啓発を行っております。

次に、右側の「③自然災害分野で適応する」の取り組みになります。

国・県に対し、環境に配慮した海岸保全施設の強化を要請することについては、国・県に対し、環境に配慮した海岸保全施設の整備を要請するとともに潮風グリーンウォークの整備を推進しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

「④健康、産業・経済活動、都市生活の分野で適応する」の取り組みになります。

暑熱、感染症、その他の健康影響について、個人の対策の普及啓発や適切な情報提供の実施、こちらにつきましては、広報、ホームページ等に啓発記事を掲載するほか、熱中症アラート発令時は、同報無線やLINE配信で迅速に情報提供を行います。

風水害に備え、焼津市水道事業危機管理系マニュアルの随時見直しをする取り組みにつきましては、危機管理会議委員で協議し、焼津市水道事業災害応急計画を現状に即したものにいたします。

続きまして、7ページの「4 廃棄物を減らすまち」になります。計画の冊子は52、53ページをお開きください。

最初に「①ごみを減らす」取り組みについてであります。

ごみ減量出前講座やごみ減量説明会の開催では、38自治会及び公民館講座などを対象に、ごみ減量説明会の開催を計画し、順次開催しております。

使い捨てプラスチックの使用抑制、詰め替え商品の奨励、簡易包装の促進、市民に分かりやすい分別ルールの普及啓発によるプラスチック資源収集量の拡大に関する取り組みですが、ホームページや出前講座でマイクロプラスチック問題の周知や、ペットボトル・プラスチックの適正処理について啓発してまいります。

次に、8ページの「②資源を再使用・再利用する」の取り組みになります。

放置自転車のリサイクル及び資源化の推進につきましては、保管期間満了の放置自転車を自転車商組合に販売します。目標としましては50台としています。

剪定枝葉等のチップ化等による資源化につきましては、年間収集量1200tを目標に設定し、木くず剪定枝の分別収集を実施していきます。

続きまして「③分別回収して資源化する」取り組みになります。

生ごみ処理機を活用し、生ごみのたい肥化を推進することにつきましては、学校給食の生ごみのたい肥化率100%を目指し、ごみの減量化と生ごみの資源化に取り組んでまいります。

コンポストや生ごみ処理器等の普及の推進としましては、黒土処理器「キエーロ」の制作と配布、生ごみ処理機器購入補助金交付の実施をしております。

次に、9ページの「5 廃棄物が適正に処理されるまち」になります。計画の冊子は54、55ページをお開きください。

はじめに「①廃棄物処理を適正に行う」の取り組みになります。

建設発生土の有効利用、特定建設資材の分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化の徹底、こちらにつきましては、市の工事発注担当課において、建設リサイクル法を遵守し、工事の設計書で業者に分別解体や再資源化を指導するなど、有効利用を推進します。

次に、右側の「②環境美化の推進及び不法投棄の防止を図る」についてであります。

環境美化推進条例の浸透やマナー向上の啓発については、本年度も11月下旬にやいづビーチクリーン大作戦を計画しております。また、今年度も地域の清掃活動を支援してまいります。

続きまして、10ページの「6 自然環境を守るまち」をご覧ください。

「①森林・農地を守る」の取り組みになります。

環境保全型農業の推進としましては、使用済農業用資材の改修事業を継続実施いたします。

また、多面的機能支払い交付事業の推進としましては、本年度、活動組織6団体、158.7haを目標に、地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業を継続的に実施してまいります。

続きまして、11ページをお開きください。

「②河川・海岸を守る」取り組みですが、海岸養浜事業の実施としまして、南防波堤上手側の堆積土及び航路体積土砂を利用して海岸養浜を実施いたします。本年度の目標は、海上養浜38,000立方メー

トル、陸上養浜 4,660 立方メートルであります。

港内への油流出に対応した防災訓練の実施については、大井川港振興会会員の防災意識の高揚と資機材操作の実践訓練を 10 月に行うことを計画しています。

次に「③水資源を守る」取り組みについてであります。

静岡県地下水条例に基づく地下水の保全については、本年度も引き続き毎月の塩水化調査での監視や、地下水採取量調査による確認を行ってまいります。

続きまして、12 ページの「7 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。計画の冊子は 58、59 ページになります。

「①動植物を守る」取り組みとしましては、市内の自然環境や動植物に関する調査、情報の把握と提供の実施としまして、令和 4 年度に河川生物調査を行いましたので、その結果を反映した水生生物マップを印刷し、小学校 4 年生に配布するというので、既に配布済みであります。このことで、生物多様性への意識の醸成を図っています。

貴重な動植物の保護としましては、本年度も、指定文化財の旭伝院のマツの消毒を年 2 回実施いたします。

続きまして 13 ページをお開きください。

「②自然とふれあう」取り組みとしましては、自然観察会の開催としまして、本年度も親子水生生物教室を計画しまして、8 月 5 日に開催したところであります。

花沢の里の環境保全としましては、地元自治会に委託し、除草や樹木剪定を実施しています。本年度の目標は、地域保全活動従事者 20 名としています。

続きまして、14 ページの「8 水と空気がきれいで静かなまち」になります。計画の冊子では 60～61 ページになります。

はじめに「①水質汚濁への対策をする」取り組みについてです。

生活排水による水質汚濁防止の啓発・公共下水道への接続の推進・合併処理浄化槽の設置の推進についてであります。本年度、未接続者への臨戸訪問を秋季から冬季にかけて行う予定です。

定期的な水質の測定監視としましては、本年度も引き続き、河川水質調査を 27 か所で、年 4 回行ってまいります。

続きまして、15 ページをお開きください。

「②大気汚染・悪臭への対策をする」の取り組みになります。

県と連携して事業所への立ち入り調査を実施することにつきましては、本年度、規制対象事業所等の立ち入り検査を 15 回（15 事業所）以上実施します。

悪臭発生源となる事業所等に対する監視・指導につきましては、委託業務により立ち入り調査を実施しまして、悪臭の発生源に対する監視・指導を行います。

次に「③騒音・振動への対策をする」の取り組みになります。

騒音等の発生源となる事業所等に対する監視・指導につきましては、本年度も苦情等に基づき監視・指導を行ってまいります。

公共工事等で発生する騒音・振動の低減ですが、本年度も、全ての公共工事で低騒音、低振動対策型の建設機械の導入を目指してまいります。

続きまして、16 ページの「9 有害化学物質による汚染や公害のないまち」をご覧ください。計画の冊子では 62、63 ページになります。

最初に「①有害化学物質への対策をする」取り組みになります。

定期的な有害化学物質の測定監視としまして、本年度も、大気中のダイオキシン類調査を実施します。

次に「②公害や生活に密着した苦情を未然に防ぐ」の取り組みになります。

公害苦情への速やかな対応と問題解決に向けた指導については、本年度も、苦情申し立て者より随時連絡を受けた場合は、事情聴取及び現場確認、該当する法令を確認の上、必要があれば発生源側へ指導を行います。迅速に対応することで、苦情継続件数を10%以下に抑えることを目標としています。

犬や猫の登録や適性飼育、終生飼養についての啓発についてであります。犬・猫の飼い方マナー説明会を15回実施することを本年度の目標としています。

続きまして、17ページをご覧ください。「10 環境を知り・学び・活動するまち」です。

計画の冊子では64～65ページになります。

はじめに「①環境教育・環境学習を行う」取り組みについてであります。

「やいづエコ市民塾」の開催による環境活動リーダーの育成については、本年度はやいづエコ市民塾を5回開催することを計画しております。

右側に移りまして、環境関連施設の見学会を実施することにつきましては、夏休み親子水道施設等見学会を開催し、水道水ができる仕組みの説明や大井川環境管理センターの見学を行います。

続きまして次の18ページの「②環境情報を充実させる」の取り組みについてです。

環境情報に役立つ冊子としまして環境マップ等の作成についてであります。昨年度実施しました水生生物調査の結果に基づきまして水生生物ポイントマップの原版を作成してありましたので、本年度はそのマップを印刷し、市内の小学校4年生配布いたします。こちらにつきましては6月に既に配布済であります。内容としましては、計画の冊子の65ページの下側にコラムで掲載をさせていただいているものになります。市内の川にすむ生物を調べて川のきれい度を判定するものであり、夏の親子水生生物でも使用しています。

次に「③参加・協働による環境保全活動を活発にする」になります。

最初に、環境市民団体と協働の取り組みの実施につきましては、焼津市環境にやさしい市民運動として、詳細は、計画の冊子の39ページにコラムで掲載をさせていただいているとおりです。

次に、環境保全活動団体の活動実績の周知、環境保全活動団体の登録の推進についてですが、新規登録2件、新規登録団体を広報等で紹介した率を100%、こちらを目標としまして本年度実施をしております。

続きまして19ページ「11 環境と経済が両立するまち」をご覧ください。

初めに「①事業活動に環境配慮を織り込む」の説明になります。

エコアクション21認証登録支援事業の実施では、本年度も、昨年度に引き続き、市内の事業者を対象とした全5回のセミナーを開催しております。

次に「②環境に配慮した農業・漁業・観光を行う」の取り組みについてであります。

農産物の地産地消による食育の推進では、本年度も、学校給食で地元農産物を使用することで、地元の食材使用を促進してまいります。

最後に「③焼津市の特性を活かした環境ビジネスを育成する」の取り組みについてです。

SDGsの推進のためのしくみづくり・普及啓発ですが、本年度は、1回を目標に啓発活動等を実施することを目指しております。

令和5年度取組計画についての説明は以上でございますが、長島委員より事前にご質問をお預かりしましたので、説明をさせていただきます。

「令和5年度第1回環境審議会質問」と書かれた資料をご覧ください。

まず、ご質問の1は全て令和5年度取組計画に関するご質問ですので、皆様、資料3をご覧ください。

「資料3の10ページ、17ページ、19ページ、タイトル横の記号、○再掲項目とは、前のページのどこかに掲載されている項目であることは確認できましたが、重点取組項目ではなく、同じ○印の取組項

目の一つと考えてよろしいですか」というご質問になります。

まず、10 ページの「森林適正管理の方向性を示し、所有者等が行う森林整備を指導」ですが、これは、計画の冊子の 56 ページ「6 自然環境を守るまち」にありますとおり「森林の持つ地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能が発揮されるよう、所有者等が行う森林整備を指導します」の誤りでした。申し訳ございませんでした。

この取り組みは、計画の冊子の 49 ページ「2 緑豊かで脱炭素なまち」に掲載されていたものでしたので再掲としているものです。「2 緑豊かで脱炭素なまち」では重点取り組みではありませんが、「6 自然環境を守るまち」では重点取り組みとしております。したがって、資料3の 10 ページの「○森林適正管理の方向性を示し、所有者等が行う森林整備を指導」は、「★と○」を付けなければいけませんでした。そして、文言が「森林の持つ地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能が発揮されるよう、所有者等が行う森林整備を指導します」に訂正させていただきます。

次に、資料の 17 ページの「自然観察会の実施」ですが、これは、計画の冊子の 64 ページに記載の取り組みになります。一方、59 ページの「7 多くの生き物・自然とふれあえるまち」にも掲載されていたものでしたので再掲としているものです。こちらは重点取り組みではございません。

次に、資料の 19 ページの「建築物省エネ法や CASBEE 静岡の届出、長期優良住宅認定制度を通じ環境に配慮した建築物を推進」ですが、これは、計画の冊子 66 ページの「11 環境と経済が両立するまち」に記載の取り組みになります。一方、47 ページの「1 エネルギーを有効利用するまち」にも掲載されているものでしたので再掲としているものです。こちらは重点取り組みではございません。

最後に、資料の 19 ページの「環境保全型農業の推進」ですが、これは、計画の冊子の 66 ページ「11 環境と経済が両立するまち」に記載の取り組みになります。一方、56 ページの「6 自然環境を守るまち」にも記載の取り組みになりますので再掲としているものです。この取り組みは「6 自然環境を守るまち」では重点取り組みですが、「11 環境と経済が両立するまち」では重点取り組みではございません。

【永田会長】

ありがとうございます。時間をかなり超過しております。皆様のご都合もありますので、長島委員のほうからご丁寧にコメントしていただきありがとうございます。文言の不正確な点や補正等のところを除いた点で特にご確認したいことをお願いできますでしょうか。

【長島委員】

まず、今のところ、丁寧に回答していただきありがとうございます。この資料の 4 ページになりますが、「なぜ、そこまでこだわるのかその理由は、・・・」とあり、その下の行の「貴重な緑がどんどん喪失してしまうからです。」とありますが、これは「貴重な緑がどんどん失われてしまうからです。」になりますので直してください。

あと、この回答の中で2つ納得できないというか、わからないところがありますので、時間の都合上後で確認をしたいと思います。

【永田会長】

ありがとうございます。

ご準備いただきましてありがとうございます。ちょっとお時間の関係でスキップさせていただきたいと思います。こちらの基本計画につきましても、個別にご意見を事務局へお寄せいただければ。本日のところはそういう形にさせていただきたいと思います。

次回はいつごろになりますか。

【服部課長】

次回は2月頃になります。

## 【永田会長】

その前にご意見をいただきたいということですが、9月、10月くらいまでには、皆様の個別のご意見を事務局の方へお寄せいただければと思います。

では、この件につきましては以上とさせていただきます、続いて「議事（3）その他」今日の追加資料の件をお願いできますでしょうか。

## 【事務局】

では、その他としまして、当日配布資料を本日、置かせていただいておりますのでそちらをご覧ください。「ゼロカーボンシティの実現に向けたスタートアップ～焼津市の取組紹介～」と書かれたものになります。そちらの説明をさせていただきます。

本市では、令和5年度の主要事業としまして、4つの重点取組を中心に力強く進めていくこととしております。その4つの重点取組の一つとしまして、「脱炭素社会の実現に向けたスタートアップ」を掲げております。

第3次焼津市環境基本計画で目指していくこととしております環境像「みんなの行動が未来をつくる！」豊かな自然と共生するまち・やいづ～2050年ゼロカーボンシティを目指して～」を実現するために、スタートアップの年として、具体的にどんな事業を進めているのかという取組の紹介になります。

まず一つ目ですが、ごみ減量対策として、生ごみの減量化を強化しています。これまでも電気式生ごみ処理機やコンポストの購入費用への助成をしまいましたが、本年度は新たに「ディスプレイ」を補助対象に追加しました。

続きまして、3ページをお開きください。「カーボンニュートラル推進機器導入事業」ですが、これまでも住宅に太陽光発電システムや蓄電池等を設置する場合に補助金を交付してしまいましたが、本年度は新たに、自家用の電気自動車を新車で購入した方に対する補助金交付を開始しております。

このほか、右側にあります「省エネ住宅普及推進事業」ですが、耐震性が確保されている既存の戸建て住宅を対象に、省エネ基準を満たす窓・屋根・外壁などの断熱改修工事や、それらに合わせて行う設備、例えば給湯器や照明などの効率化に係る工事費用の一部を助成する制度を開始しております。

次に4ページをご覧ください。「カーボンニュートラル推進計画策定事業」であります。第3次焼津市環境基本計画の第5章の部分が、「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」となっております。こちらをご覧くださいますと、温室効果ガスの削減目標は定めておりますが、その目標に向かってどんなロードマップを描いていくか、再生可能エネルギーをどれくらい導入していくかといった具体的なところまでは踏み込んで策定はしておりませんので、本年度、市域全体の温室効果ガス排出量を計画的に削減していくための施策や指標を検討していく事業を行ってまいります。

その右側の電気自動車を公用車として購入することにつきましては、6月末に既に2台の電気自動車を導入しております。

続きまして、公共施設における再エネ・省エネ設備導入調査事業、こちらは環境課で今年度実施をしまします。公共施設への太陽光発電設備の導入可能性や、LED化するための事前調査を行いまして、導入した場合の効果、費用等の算出を行います。

調査結果に基づきまして、令和6年度以降、導入効果の高い公共施設から順次、検討していく予定であります。

次に、5ページの中小企業者省エネ設備等投資促進事業であります。こちらは令和4年度から行っている事業になります。原油高・物価高騰等の影響を受ける中小企業者の事業継続を支援するための事業であります。

次に、6ページになります。地球温暖化防止活動啓発事業であります。左側の「断熱ワークショップによるCO2削減啓発事業」としまして、市民や事業者など市全体のゼロカーボンシティへの機運醸成

を図るための環境教育として、断熱セミナーと断熱ワークショップ事業を先日開催したところであります。

以上、本年度の市の新たな取り組みと、これまでの取組を強化した取り組みの紹介とさせていただきます。

【永田会長】

ありがとうございました。この件に関しまして何かございますでしょうか。計画のところでも、全体として何かございましたら、ご質問、ご発言をいただければと思います。

基本計画が初年度ということですが、昨年度までと大きく変わっている点はどこかということ。低炭素が脱炭素になったということが一番大きく変わっているということですので、市民向けにはそこをインパクトある形でお示しいただくような形の方がいいかと思います。

昨年度までの取組と大きく変わるということをもっと見えるようにしていただくほうが、大きく変わったということが伝わるのかと思います。それと、10年度どうなっていくかということ。10年後には太陽光発電の廃棄物が耐用年数を迎えます。たぶんその年の産業廃棄物は跳ね上がるということが想定されるとか、いろんなことが想定されるので、行政的にはある程度10年後のこともお考えになって方向性を打ち出していいただければと申し上げておきたいと思います。

皆様それぞれに個別にご意見をお伝えいただければと思います。

それでは、以上を持ちまして本日の議事は全て終了いたしました。これで環境審議会を終了したいと存じます。進行を事務局にお返しいたしますのでよろしくお願いいたします。

【服部課長】

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。時間が押してしまいまして大変申し訳ございませんでした。また、ご意見につきましては、事務局から皆様にご照会をさせていただきます。

次回の開催は、2月頃を予定しております。また事務局からあらためてご連絡をさせていただきます。

本日はご出席いただき誠にありがとうございました。以上をもちまして第1回焼津市環境審議会を閉会させていただきます。